令和　年寄附分　　市町村民税
道府県民税　　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和　年　月　日 **東京都港区長** 殿		整理番号	
住　所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください		フリガナ	
		氏名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明 大 昭 平 令　　．　．

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の２（第314条の７）第２項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和　年　月　日	円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)　特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2)　特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。右のQRコードを読み取って寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

※お手持ちのスマートフォンに公的個人認証アプリ「IAM<アイアム>」をダウンロードする必要があります。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ふるさと納税 総合窓口
ふるまど

オンライン申請をしない方は、以下に添付書類を貼り付けてください

①個人番号確認書類	②本人確認書類
のりしろ ・マイナンバーカード(裏面) (裏面:個人番号のある面) ・マイナンバー通知カード どちらかのコピー ※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封してください。 のりしろ	のりしろ ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証　・パスポート ・身体障害者手帳(カード型) ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳(カード型)　・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー のりしろ

※この書類は機械で読み取り処理をします。重ならないよう、剥がれないように貼り付けてください。

※このスペースに貼れない書類については、本紙裏面に貼り付けてください。

のりしろ

①山折り

のりしろ

8885-8790

024

料金受取人払郵便

都城局承認

1877

差出有効期間
2027年1月
15日まで有効

切手をはらずにこのままお出し下さい

④山折り

この返信封筒でご郵送いただければ切手代がかかりません。どうぞご利用ください。

【返信用封筒の作り方】
1.山折り線のミシン目に沿って折り目をつけます。
2.一度開き、書き損じのないか確認をします。
3.お名前や住所などの記入漏れがないか確認をします。
4.ご入金済みの方は、その旨を赤ペンなどで記入してください。
5.糊付けをしてください。

（受取人）
シフトプラス株式会社
宮崎県都城市宮丸町３０７０－１
東京都港区ふるさと納税
ワンストップ受付センター　行

令和８年分

（差出人）
住所　〒
氏名

※　東京都港区では、ワンストップ特例申請受付業務を外部委託しています

のりしろ

のりしろ

②山折り

③山折り

のりしろ

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

1　申請要件

下記①～③のすべてに該当する場合のみ、ワンストップ特例申請が可能です。

① 確定申告をする必要のない給与所得者・年金所得者等であり、確定申告をしない[1]こと
② 1年間の寄附先が5自治体以内[2]であること
③ 寄附をした翌年の1月10日まで(※1)に、寄附先の自治体へ申請すること

[1]：給与年収2,000万円を超える場合や、医療費控除等を受ける場合は、確定申告が必要です。
[2]：1つの自治体に複数回寄附をしても、「1自治体への寄附」扱いとなります。

2　申請方法

下記①②どちらかの方法で申請をお願いします。ともに、申請期限は**【寄附翌年1月10日】**(※1)です。

① オンライン申請：マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、IAMアプリのダウンロードを行い、【ふるまど】より申請をお願いします。申請方法につきましては、別紙の【申請方法1】をご参照ください。※オンライン申請をされた方は、申請書の提出は不要です。

② 書類提出による申請：ワンストップ特例申請書と必要添付書類を下記送付先へ郵送ください。
申請に必要な添付書類については、別紙の【申請方法2】をご参照ください。

【書類送付先】
〒885-0078　宮崎県都城市宮丸町3070-1
東京都港区　ふるさと納税ワンストップ受付センター　宛
※港区では、ワンストップ特例受付業務を外部委託しています。

3　申請後の流れ

港区から申請内容を寄附者居住地（市区町村）宛てに通知し、寄附翌年の個人住民税から寄附金税額控除を行います。
※所得税控除分相当額も含める
※原則、確定申告を行った場合と同額を控除

4　その他の留意事項

・上記【申請要件】①～③のうち1つでも該当から外れた場合は、ワンストップ特例申請が無効となります。必ず確定申告等で寄附金税額控除を申告してください。
・ワンストップ特例申請後に、転居等により申請内容に変更が生じた場合、寄附をした翌年の1月10日まで(※1)に「申告特例申請事項変更届出書」を提出いただく必要があります。
【ふるまど】より変更申請または「届出書」をダウンロードしていただきご提出をお願いします。
港区ホームページからダウンロードすることもできます。郵送を希望される場合は、港区ふるさと納税サポート室までご連絡ください。

(※1：締切期限が土日祝日の場合は、翌開庁日が期限となります。)

〈問い合わせ〉港区ふるさと納税サポート室
TEL：050-5490-5948
Mail：support@minato.furusato-lg.jp
営業時間のご案内　平日9時～18時　※土日、GW、年末年始は休業となります。

マイナンバーカード をお持ちの方へ朗報

複数自治体のワンストップ特例申請を

まとめて

ふるさと納税 総合窓口
ふるまど

公的個人認証アプリ
IAM
〈アイアム〉

01
寄附履歴や受付状況を
まとめて管理

02
ワンストップ特例を**まとめて**申請

03
住所変更や氏名変更も
まとめて手続き



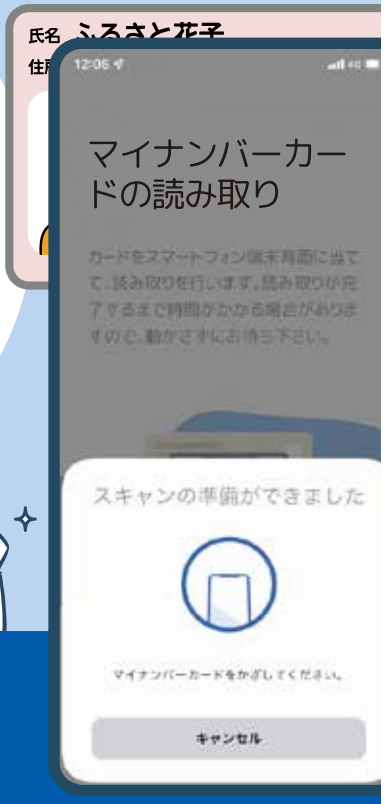

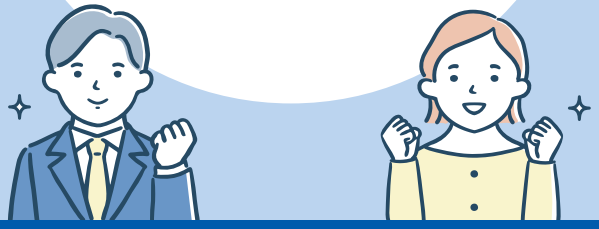

「ふるまど」と「IAM（アイアム）」で
まとめて複数自治体の
ワンストップ特例申請ができます。



申請アプリIAMの
ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード
iPhone

Google Play で手に入れよう
Android

便利！「ふるまど」で、複数申請、住所・氏名変更も1回で！

ワンストップ特例申請は スマホでまとめて

寄附金税額控除の「ワンストップ特例申請」の方法は2種類。最適な申請方法をお選びください。

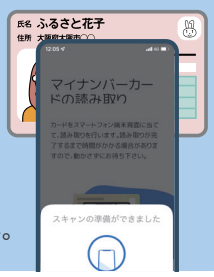

申請方法 1

スマホでまとめて申請

必要なのはスマホとマイナンバーカードのみ



STEP 1 アプリをダウンロード

申請アプリ「IAM」をダウンロードします。

iPhone
App Store からダウンロード

公的個人認証アプリ
IAM
〈アイアム〉

Android
Google Play で手に入れよう

STEP 2 「ふるまど」サイトにアクセス

ふるさと納税総合窓口「ふるまど」にアクセスして**新規アカウント**登録します。

※「ふるまど」アカウント登録後、ご自身の寄附情報を登録し、アプリで個人認証を行うと申請が完了します。
※寄附情報の登録は、寄附申込時の情報を入力してください。
※住所や氏名などの変更がある場合は、寄附情報登録後、申請時に正しい情報へ変更をお願いします。
※ふるさと納税 総合窓口「ふるまど」、公的個人認証アプリ「IAM」の対応自治体に限り、まとめて申請が可能です。



ふるさと納税 総合窓口
ふるまど
https://furumado.jp/

STEP 3 アプリで簡単に個人認証

マイナンバーカード作成時にご自身で設定した暗証番号2種類（※）を入力。マイナンバーカードをかざし完了ボタンを押すだけ！



※券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）と、署名用電子証明書暗証番号（英大文字・数字6～16桁）です。
※暗証番号をお忘れの場合や一定回数連続して入力を間違えた場合は再設定が必要です。詳しくは住民票のある自治体にお問い合わせください。
※寄附された翌年の1月10日までに行ってください。

※申請書の送付は「不要」です。

申請方法 2

書類郵送で申請する

従来の紙と郵送による申請も可能です

STEP 1 申請書のチェックをする

ワンストップ特例申請書の申請者情報をご確認ください。誤りがある場合は二重線で消し訂正をお願いします。個人番号欄には、申請者のマイナンバー（12桁）をご記入ください。

STEP 2 必要書類を貼付

氏名・生年月日・課税される住所・マイナンバーの確認できる書類のコピーを、指定の場所に貼り付けてください。確認書類は下記3パターンのうちいずれかをご用意ください。

A マイナンバーカード

マイナンバーカードの両面の写し



B 顔写真付き本人確認書類

公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（写し）

・運転免許証
・パスポート
など



C 顔写真なし本人確認書類

公的機関発行の書類（写し）2点以上

・国民年金手帳
・印鑑証明書
など



個人番号確認書類

マイナンバー通知カード（写し）



もしくは

マイナンバー記載の住民票（写し）



STEP 3 申請書を返送

申請書・必要書類を返送してください。

寄附された翌年の1月10日（必着）
でご提出ください。

